

入札告示

札幌市告示第 2290 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当 電話 011-818-3413 FAX 011-812-5203
メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 借受物品の名称及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計 一式

(2) 借受件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借受期間

令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで (60 か月)

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入期限

令和 8 年 11 月 30 日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) による再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始決定後の者は除く。) 等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和 8 ~ 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿 (物品・役務) において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課 (札幌市中央区北 1 条西 2 丁目) 電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ウ 受付期間

告示日から令和8年7月13日(月)17時00分(必着とする。)まで

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 入札に要求される事項

(1) 入札書その他関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加者」という。)は、入札書及び上記3の入札参加資格の審査に必要な書類(以下「審査書類」という。)を下記(3)の提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書及び審査書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は、下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(3) 入札書及び審査書類の提出期限

令和8年7月28日(火) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)

※審査書類を審査した結果、上記3の入札参加資格を有すると認められない場合は、下記5(2)の開札日時までに該当者に通知する。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

令和8年7月29日(水) 9時30分

札幌市下水道河川局庁舎 1階 入札室(住所は上記1に同じ。)

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 契約保証金

要する。

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札
その他札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(6) 落札者の決定方法

上記3の入札参加資格を有すると認められた入札参加者のうち、札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured : High Performance Liquid Chromatograph Tandem Mass Spectrometer 1set

(2) Time limit for tender : 16:00 on July 28 (Tuesday), 2026

(3) Contact point for the notice : Management & Planning Section, Administrative Management Department, Sewerage & Rivers Bureau, Sapporo Municipal Government, Toyohira 6-jo 3-chome 2-1, Toyohira-ku, Sapporo 062-8570, Japan. TEL 011-818-3413